

三角港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭48. 3. 31 公示)
(平22. 2. 19 追加・変更)

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) 県営A岸壁 (水深10m、延長170m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 1160-10~13	
	(2) 県営B岸壁 (水深9m、延長160m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 1160-1~2 及び 7 ~9	
	(3) 県営C岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 177-6~7	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) 県営A岸壁 (水深10m、延長170m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 1160-10~13	ただし、当該 岸壁に接岸した 船舶にその 接岸場所から 直接積卸する 場合に限る。
	(2) 県営B岸壁 (水深9m、延長160m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 1160-1~2 及び 7 ~9	
	(3) 県営C岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 177-6~7	

3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) Aゲート (県営A～C岸壁に接岸する外国往来船 との交通)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 1160-12	ただし、乗組 員が下船後フ ェンスの外に 出ることなく 乗船する場合 は、同区域内を 指定交通場所 とみなす。
	(2) B及びCゲート (県営A～C岸壁に接岸する外国往来船 との交通)	熊本県宇城市三角町大字 三角浦 177-6	